

選挙 Q & A 集



みんなの一票大切に！

(R4年3月作成)

三木市選挙管理委員会

目 次

1 選挙権と被選挙権について

- 【Q1】 選挙にはどんな種類のものがありますか 1
- 【Q2】 18歳になったら選挙権がもてますか 1
- 【Q3】 選挙権があれば投票できますか 2
- 【Q4】 選挙人名簿の登録に何か手続きは必要ですか 2
- 【Q5】 選挙人名簿から抹消されることはありますか 2
- 【Q6】 立候補する際の供託金はいくらですか 2

2 期日前投票と不在者投票について

- 【Q7】 投票日に投票に行けないときはどうすればいいのですか 3
- 【Q8】 期日前投票をする際に、何を持っていけばいいのですか 3
- 【Q9】 出張等で他市町村にいますが、どうすれば投票できますか 3
- 【Q10】 病院に入院中、老人ホームに入所中の人は投票できますか 4
- 【Q11】 家で寝たきりの人や、身体に重い障がいがあり自宅から外出できない人は、投票できますか 4
- 【Q12】 新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養しているのですが投票できますか 4

3 在外投票について

- 【Q13】 海外に住んでいる方が投票するには、どうすればいいのですか . . . 5
- 【Q14】 日本で転出届を出していないのですが、登録地申請はできますか . . . 6
- 【Q15】 現在すでに在外選挙人証を持っていますが、外国で引っ越しをした場合はどうすればいいのですか 6
- 【Q16】 在外選挙人証をなくしてしまった場合は、どうすればいいのですか 6
- 【Q17】 在外公館投票はいつからできますか 6
- 【Q18】 日本に帰国した場合はどうすればいいですか 7

4 投票について

- 【Q19】 投票日当日はどこに投票所に行けばいいのですか 7

- 【Q20】 引っ越したときは、どこで投票すればいいのですか・・・・・・・・・・ 7
- 【Q21】 「投票入場券」が届かないときや、紛失したときはどうすればいい
のですか・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 【Q22】 身体が不自由で投票用紙に字がかけません方や、高齢者・障がい者
に対して、投票のサポートはしてもらえますか・・・・・・・・・・ 8
- 【Q23】 意思表示が困難な選挙人に代わって家族が投票することはできます
か・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 【Q24】 投票所には、小さい子ども連れでも一緒に入れますか・・・・・・・・ 9
- 【Q25】 投票する際の注意事項はありますか・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 【Q26】 投票所に候補者の氏名を書いたメモを持ち込むことはできますか・ 9
- 【Q27】 投票所で自分の筆記用具は使えますか・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 【Q28】 投票所で自分のスマートフォンの使用はできますか・・・・・・・・ 10
- 【Q29】 投票所記載所の氏名掲示等の順番が立候補届出順番と違うのはなぜ
ですか・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 【Q30】 候補者の経歴や政策などはどのようにして知ればいいのですか。ま
た選挙公報はどこで見ることができますか・・・・・・・・・・ 10
- 【Q31】 投票の際、新型コロナウイルス感染症が心配です。投票所ではどの
ような対策がしてあるのですか・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 【Q32】 選挙に関する自動音声アンケートの電話がありました。市でそうい
った調査をしているのですか・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

5 選挙運動について

[告示日前の選挙運動の準備・事前運動]

- 【Q33】 選挙運動はいつからできますか・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 【Q34】 事前運動とは具体的にどのようなものを指すのですか・・・・・・・・ 11
- 【Q35】 立候補を予定している者が、選挙を見越して各種のあいさつ状を郵
送し、または新聞紙上に広告する行為は事前運動に当たるのですか
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 【Q36】 選挙を見越して後援会加入文書に本人の写真、経歴を掲げ、政治家
として大成させてもらいたい等と依頼することは事前運動にあたる
のですか・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 【Q37】 準備行為（事前運動にあたらぬ）として認められる行為は何です
か・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 【Q38】 告示日直前、出陣式の案内状を不特定多数の方に配布することはで
きますか・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

[選挙期日前に行われる選考会・推薦会など]

- 【Q39】 自治会などの選考会や推薦会は、どのような方法で行うことができますか・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
- 【Q40】 推薦された者(候補者)が、選考会・推薦会に同席しても問題ないのですか。また、推薦された結果、「よろしく頼む」とあいさつすることはできますか・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
- 【Q41】 自治会の推薦会の決議を、外部に公表することはできるのですか・13
- 【Q42】 労働組合や業者団体の会合で、単に内部行為的に特定の候補者を投票するよう呼びかけることはできますか。することはできるのですか・13

[告示日以降の選挙運動]

- 【Q43】 候補者はどのような選挙運動ができるのですか・・・・・・・・・・14
- 【Q44】 誰にもできる選挙運動にはどのようなものがありますか・・・・・・・・14
- 【Q45】 どういった人は選挙運動できないのですか・・・・・・・・・・14
- 【Q46】 やってはいけない選挙運動には、どのようなものがありますか・・15
- 【Q47】 県知事や市長が推薦人としてビラ等に職名を記載することや演説会の応援弁士として職名を名乗ったりすることはできますか・・・・・・・・16
- 【Q48】 18歳未満の者を利用した選挙運動はできますか・・・・・・・・・・16
- 【Q49】 選挙運動用通常はがきの推薦欄に、現職の県知事や市長、市議会議員の氏名を記載することは可能ですか・・・・・・・・・・17
- 【Q50】 企業から選挙運動員として従業員を派遣してもらうことは可能ですか・・・・・・・・・・17

[選挙事務所]

- 【Q51】 選挙事務所とは何をするところですか・・・・・・・・・・17
- 【Q52】 選挙事務所はいくつでも設置できるのですか・・・・・・・・・・17
- 【Q53】 選挙運動のために休憩所や連絡所を設けてもいいのですか・・・・・・・・17
- 【Q54】 選挙事務所にはどのような表示ができるのですか・・・・・・・・・・18
- 【Q55】 選挙事務所を表示するための看板・ポスターに、候補者の写真を貼付することはできますか・・・・・・・・・・18
- 【Q56】 選挙事務所を表示するために、事務所が2階から垂れ幕を垂らす場合、表示されたポスターとみていいです・・・・・・・・・・18
- 【Q57】 選挙事務所を設置する場所に制限はありますか・・・・・・・・・・18

[戸別訪問と個々面接]

- 【Q58】 戸別訪問とはどのようなものですか・・・・・・・・・・18
- 【Q59】 個々面接とはどのようなものですか・・・・・・・・・・19
- 【Q60】 候補者の名刺を選挙人の住居にだまって置いてまわるのはいいのでしょうか。戸別訪問でしょうか。個々面接でしょうか・・・・・・・・19
- 【Q61】 電話で有権者に対し、演説会の開催若しくは演説を行うことについて通知する行為は違反ですか・・・・・・・・・・19
- 【Q62】 電話で投票依頼がありましたが違反ではないでしょうか・・・・・・・・19
- 【Q63】 投票日当日に〇〇事務所から「もう投票に行かれましたか」という電話がありましたが、選挙違反ではないでしょうか・・・・・・・・19
- 【Q64】 「後援会の会員になってほしい。」と政治家の関係者が来ましたが、選挙違反ではないでしょうか・・・・・・・・・・20

[署名運動]

- 【Q65】 どのような名目であっても署名活動は禁止されるのですか・・・・・・・・20
- 【Q66】 後に選挙運動に使用するため、演説会場に来た人に受付で記帳させてもいいのですか・・・・・・・・・・20
- 【Q67】 選挙事務所を訪れた選挙人に受付で記帳させてもいいのですか・・20

[飲食物の提供]

- 【Q68】 飲食物の提供とはどういうことですか・・・・・・・・・・21
- 【Q69】 選挙事務所で出せる茶菓子はどの程度のものまでよいのですか・・21
- 【Q70】 選挙人が、陣中見舞いとして酒1升を贈ることはできますか。また、ペットボトルのお茶1箱を贈ることはどうですか・・・・・・・・21

[自動車・船舶・拡声器の使用]

- 【Q71】 使用できる自動車はどんな種類ですか・・・・・・・・・・21
- 【Q72】 自家用車を持っているも者が、許された選挙運動用自動車1台のほかに、これを使用することはできるのでしょうか・・・・・・・・21
- 【Q73】 自動車に乗車する人員に制限はありますか・・・・・・・・・・22
- 【Q74】 選挙運動用自動車の運転手もシートベルト着用の義務はありますか・・・・・・・・・・22
- 【Q75】 選挙期日当日、選挙運動のための看板が取り付けられている選挙運動用自動車を、公道に面した選挙事務所の駐車場に駐車させてもいいのですか・・・・・・・・・・22
- 【Q76】 選挙運動で自転車を使用することはできますか・・・・・・・・・・22
- 【Q77】 拡声器は何台使用できますか・・・・・・・・・・22

- 【Q78】 人目を引こうと多数の自動車を連ねること、隊列を組んで往来すること、サイレンを鳴らす行為はできますか・・・23

[文書図画による選挙運動]

- 【Q79】 文書図画とはどういうものをいうのですか・・・23
- 【Q80】 掲示できる文書図画にはどういったものがありますか・・・23
- 【Q81】 頒布できる文書図画は何ですか・・・24
- 【Q82】 選挙運動ポスターを無断で塀に貼られたのですが、自分ではがしてもかまいませんか・・・24
- 【Q83】 選挙運動期間中、候補者が氏名を表示したたすきを身に着けるほか、自転車に候補者個人が選挙運動で使用しているスローガンを記載したのぼりを取り付けて走行することはできますか・・・25
- 【Q84】 選挙運動員が、背中にスローガンを記載したスタッフジャンパーを着用して街頭演説などの選挙運動に従事できるのですか・・・25
- 【Q85】 選挙運動用通常はがきについて次のことはできますか・・・25
- 【Q86】 選挙運動用通常はがきに、「〇〇様 ご一同様」など複数の選挙人を対象とした宛先を記載することは可能ですか。また、選挙運動用通常はがきを候補者以外の第三者が自己の名義により当該候補者を推薦する形態で使用することは可能ですか・・・26
- 【Q87】 宛名人不明により差出人に返送された選挙用運動はがきの取扱いはどうなるのですか・・・26

[インターネットによる選挙運動]

- 【Q88】 インターネットによる投票はできますか・・・26
- 【Q89】 インターネット選挙運動とは、具体的にどのようなことですか・・・26
- 【Q90】 インターネット選挙運動を行う主体に制限はありますか・・・27
- 【Q91】 フェイスブックやLINEなどのユーザー間のやりとりをするメッセージ機能は「電子メール」に該当するのですか、「ウェブサイト」に該当するのですか・・・27
- 【Q92】 電子メールを利用する方法による選挙運動を行うことができる候補者の範囲はどこまでですか・・・27
- 【Q93】 選挙運動が禁止されている者が下記の行為をすることはできますか・・・28

[言論による選挙運動]

- 【Q94】 言論による選挙運動とはどういった方法をいうのですか・・・28
- 【Q95】 連呼行為というのは何ですか・・・28

- 【Q96】 選挙運動期間中、朝6時から候補者がたすきを着けて駅前に立ち、
通行人に対してあいさつを行うことはできますか 28
- 【Q97】 個人演説会の合同演説会を開いてもいいのですか 29
- 【Q98】 午後8時以降、幕間演説で連呼行為はできるのですか 29
- 【Q99】 街頭演説は何人でもできるのですか 29
- 【Q100】 街頭演説の場で、候補者の氏名が入ったピラを頒布することはでき
るのですか 29
- 【Q101】 同時に街頭演説を数か所で行っても差し支えありませんか 29
- 【Q102】 選挙運動期間中、公共施設内で活動中の市民にあいさつ等をするこ
とはできますか 29
- 【Q103】 公共施設で出陣式を行うことはできますか 30
- 【Q104】 選挙運動用自動車や街頭演説の声がうるさいのですが、何とかなら
ないでしょうか 30

[当選のお礼など]

- 【Q105】 選挙終了後のお礼のあいさつに関して制限がありますか 30
- 【Q106】 当選祝いとしてお酒をもらうことは可能ですか 31
- 【Q107】 「当選御礼」の貼紙を事務所に掲示することはできますか 31

6 政治活動について

[政治活動と選挙運動について]

- 【Q108】 選挙が始まっていないのに街宣車が回っています。違法ではないの
ですか 31
- 【Q109】 街頭演説等で公職の候補者等の氏名の記載されたのぼりを立てても
いいのですか 32
- 【Q110】 選挙運動と政治活動の違いは何ですか 32
- 【Q111】 「のぼり旗」や「たすき」の使用はできますか 32

[政治活動の文書]

- 【Q112】 候補者用立札・看板を駐車場（無人）のフェンスの金網に掲示する
ことはできますか 33
- 【Q113】 一般の住宅に候補者用2枚。団体用2枚の立札・看板を掲示するこ
とはできますか 33
- 【Q114】 選挙運動期間中に新たな立札・看板は設置できるのですか 33
- 【Q115】 政治活動用事務所を選挙事務所とした場合、政治活動用の立札・看

- 板と選挙事務所用の看板を混在して掲示することはできるのですか
 33
- 【Q116】 駅前等で市政報告会を行う際、氏名入りののぼり旗を掲示することは
 できますか。また、スローガンののぼり旗は掲示することはでき
 ますか 33
- 【Q117】 政治活動用の自動車の看板に候補者名の氏名とスローガンを表示し
 て走行することはできますかですか 33
- 【Q118】 政治活動用ポスターについて次のような規制はありますか 34
- 【Q119】 市議会議員の任期満了6か月以内に入り、政党等の演説会告知用ポ
 スターに当該市議選の立候補予定者が弁士として記載されたポスタ
 ーについて掲示は認められますか 34
- 【Q120】 候補者個人の政治活動ポスターを会社等の室内へ掲示することはで
 きますか 34

[演説等]

- 【Q121】 平常時に、公職の候補者が駅前の路上に立ち演説を行っていますが、
 次の行為は問題ありますか 35
- 【Q122】 民間団体が、告示直前に市内の公民館において、候補者を集めて
 「公開討論会」を開催することは可能ですか。また、選挙運動期間
 中はどうか 35
- 【Q123】 告示日前に、政治活動用自動車において、特定の候補者名を連呼し
 ながら市内を走行することは可能ですか 35

7 寄附について

[結婚祝い]

- 【Q124】 政治家が選挙区内にある結婚披露宴に自ら出席し、祝儀として金銭
 以外の品物などを贈ることはできますか 36
- 【Q125】 政治家が会費制の結婚式に自ら出席し、定められた「会費」を支払
 うことは差し支えないですか。また、秘書が代わりに出席して自ら
 が会費を支払う場合はどうか 36
- 【Q126】 政治家自らが選挙区内にある者の自宅を訪問して、結婚祝の品物を
 贈ることはできますか 36
- 【Q127】 政治家が配偶者の親戚が結婚することになり、その政治家の選挙区
 内に新居を持つことになりましたが、その新居にお祝いの品物を届
 けることは差し支えありませんか 36

[成人式]

- 【Q128】政治家が選挙区内で行われる成人式の参加者に、記念品を贈ることはできますか・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
- 【Q129】政治家が選挙区内で行われる成人式に祝電を出すことはできますか・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

[葬儀]

- 【Q130】政治家自身が喪主を務める葬儀に関して、選挙区内にあるお寺の僧侶にお布施を渡すことは、禁止された寄附にあたりますか・・・・・・・・ 37
- 【Q131】政治家選挙区内にある者の葬儀に際し、香典ではなく「お供え」名目で線香を贈ることはできますか寄附にあたりますか・・・・・・・・ 37
- 【Q132】政治家選挙区内にある者の葬儀に際し、香典ではなく供花や花輪を出すことはできますか・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
- 【Q133】葬式の日後に、政治家自身が選挙区内の支持者宅を訪問し、香典を出すことはできますか・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
- 【Q134】政治家の選挙区外に住所を有する友人に不幸があり、たまたま当該政治家の選挙区内にある葬儀場で葬儀が行われる場合、供花や花輪を出すことは差し支えありませんか・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
- 【Q135】政治家が選挙区内にある者に対して、もらった香典に対するお返しを贈ることはできますか・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
- 【Q136】政治家が選挙区内にある新盆世帯を訪問し、「ご仏前」として金銭を供えることはできますか・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
- 【Q137】公職の候補者が配偶者や秘書名義で選挙区内にある者に対して寄附をすることは可能ですか・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38

[会費]

- 【Q138】公職の候補者が日本赤十字の会員となることに問題はありますか・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
- 【Q139】政治家が選挙区内で開催される会費制でない会合に招待されたとき、提供される飲食物に見合う実費相当額を出すことはできますか・・ 39
- 【Q140】選挙区内で開催される会費制の会合に政治家が無料招待されたとき、主催者の了解のもと無料招待を辞退し、正規の会費を払って参加することはできますか・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
- 【Q141】自治会の役員が、自治会内の全員に対して祭りの寄附を勧誘・要求するとき、自治会内に住む政治家を含めても差し支えありませんか・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39

[選挙]

- 【Q142】政治家が選挙区内の選挙の候補者に陣中見舞いを贈ることはできますか・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
- 【Q143】政治家が選挙区内の選挙の候補者の後援会に陣中見舞いを贈ることはできますか・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
- 【Q144】候補者に選挙運動費用としてお金を寄附することはできますか・・ 40

[その他の寄附]

- 【Q145】公職の候補者がする寄附で認められるものは何ですか・・・・・・・・・・ 40
- 【Q146】政治家が自治会で集める被災地支援の募金に応じることはできますか・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
- 【Q147】政治家が氏子や檀家となっている選挙区内にある社寺の修復のために寄進することはできますか・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
- 【Q148】政治家が選挙区内にある団体（政治団体は除く）の賛助会員となり、賛助会費を払うことはできますか・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
- 【Q149】地元の高等学校野球部が全国大会に出場することになり、市議会議員有志で激励金を出し合い、「市議会」の名義で渡すことはできますか・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
- 【Q150】市長や市議会議員がその報酬を一部返上することはできますか・・ 41
- 【Q151】政治家が自筆の色紙を選挙区内にある者に贈ることはできますか・ 41
- 【Q152】寄附禁止の対象とされる「選挙区内にある者」とは、選挙区内に住所を有する有権者ということですか・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
- 【Q153】選挙区内にある自分の後援会への寄附はできますか・・・・・・・・・・ 42
- 【Q154】火災見舞いや、近火見舞いはできますか・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
- 【Q155】公職の候補者が赤い羽根共同募金に募金することは問題ありますか・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
- 【Q156】会社社長本人が政治家である場合、贈答の品を贈ることができますか・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
- 【Q157】議員などが、社長や重役をしている会社が「〇〇株式会社、社長××××」と、その社長や重役である議員の名前を出して、選挙区内の人たちに寄附をすることはできますか・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
- 【Q158】町内会の行事や運動会するとき、議員から金一封やお酒、カップや記念品などの商品をあてにすることはできますか・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
- 【Q159】秘書が自己の負担において寄附をする場合、「〇〇議員秘書」という肩書の名刺を添えても差し支えありませんか・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
- 【Q160】後援会の会長が自己の負担において寄附をする場合、「〇〇議員後援

- 会会長」という肩書の名刺を添えても差し支えありませんか・・・43
- 【Q161】政治家の親や子どもあるいは配偶者が、自己の名義で自己の負担により寄附をすることは差し支えありませんか・・・44

【政治教育集会に関する実費の補償】

- 【Q162】政治家が「政治教育のための集会に関し必要やむを得ない実費の補償」をすることはできるとされていますが、その「政治教育のための集会」の開催場所・時期や形態は問われませんか・・・44
- 【Q163】「政治教育のための集会に関し必要やむを得ない実費の補償」とはどの範囲までですか・・・44
- 【Q164】政治家が「政治教育のための集会」に飲み物を提供できますか・・・44

8 後援団体関係について

- 【Q165】後援団体がする寄附で認められているのは何ですか・・・45
- 【Q166】後援団体の「設立目的により行う行事または事業」とはどのようなものですか・・・45
- 【Q167】花輪、供花、香典、祝儀等を出すことはできますか・・・45
- 【Q168】後援会は、その他会員の葬式に花輪や香典を出すことができますか・・・45
- 【Q169】選挙前の一定期間（任期満了前90日）以外の期間に行われる後援団体の研修会で食事の提供はできますか・・・45
- 【Q170】後援団体が町内の老人会の10周年記念やソフトボール大会においてお祝いを出せますか・・・46
- 【Q171】後援団体が町内の老人クラブのバス旅行に際し、その老人クラブに餞別を贈ることは許されますか・・・46
- 【Q172】選挙前の一定期間以外の期間において後援団体の10周年記念大会で会員（選挙区内にある者）に対して記念品を配ることは差し支えないでか・・・46
- 【Q173】選挙前の一定期間以外において、後援団体が主催する会員のゲートボール大会で、後援団体が優勝者に賞として後援団体の会長杯を寄贈することはできますか。また、優勝者に高額な腕時計を寄贈することはできますか・・・46
- 【Q174】後援団体が選挙区内にある者の家に新築祝いを出せますか・・・46

9 あいさつ状の禁止について

- 【Q175】 禁止されるあいさつ状とは何ですか 47
- 【Q176】 政治家は年賀状を出せないと聞いたのですが 47
- 【Q177】 昨年もらった年賀状（答礼のために年賀状は出していない）に対して、
今年その答礼として年賀状を出すことはできますか 47
- 【Q178】 年賀、寒中見舞い、暑中見舞いその他これらに類するものとは何で
すか 47
- 【Q179】 住所と氏名のみ自署したあいさつ状は出せますか 47
- 【Q180】 パソコン等で作成したあいさつ状は認められていますか 48
- 【Q181】 年賀電報、電子郵便によるあいさつ状は出せますか 48
- 【Q182】 弔電、各種大会の電報は打てますか 48
- 【Q183】 成人の日、敬老の日にあいさつ状は出せますか 48
- 【Q184】 喪中欠礼のはがきは出せますか 48
- 【Q185】 ファックスから選挙区内にある者に対して年賀のためのあいさつ状を
送ることはできますか 48
- 【Q186】 はがきで議会報告など政策の周知をする際、時候あいさつ（例：暑中
お見舞い申し上げます。）を書くことができますか 48
- 【Q187】 選挙区内で、候補者自らが喪主となった葬儀の会葬御礼の広告を新聞
に有料で掲載することはできますか 49
- 【Q188】 名刺広告は出せますか 49
- 【Q189】 政策広告は禁止されていますか 49
- 【Q190】 選挙区内にある者に対する有料の政策広告の中にあいさつ文を入れる
ことはできますか 49
- 【Q191】 候補者等が発行する政策の普及宣伝のため、雑誌、パンフレット等に
あいさつ文を掲載することはできますか 49

10 選挙違反とその罰則

- 【Q192】 選挙違反の主なケースはどういったものがありますか 50
- 【Q193】 「連座制」とは何ですか 50

1 選挙権と被選挙権について

【Q1】

選挙にはどんな種類のものがありますか？

【A1】

選挙の種類は以下のとおりです

1 国政選挙

選挙の種類		定数	任期	選挙権	被選挙権
衆議院議員選挙	小選挙区	289人	4年	満18歳以上	満25歳以上
	比例代表	176人			
参議院議員選挙	選挙区	148人	6年	満18歳以上	満30歳以上
	比例代表	100人			

2 地方選挙

選挙の種類	定数	任期	選挙権	被選挙権
兵庫県知事選挙	1人	4年	満18歳以上で引き続き3か月以上兵庫県に住所を有する者	満30歳以上
兵庫県議会議員選挙	兵庫県86人 (三木市)1人	4年	満18歳以上で引き続き3か月以上三木市に住所を有する者	満25歳以上で引き続き3か月以上、兵庫県に住所を有する者
三木市長選挙	1人	4年	満18歳以上で引き続き3か月以上三木市に住所を有する者	満25歳以上
三木市議会議員選挙	16人	4年	満18歳以上で引き続き3か月以上三木市に住所を有する者	満25歳以上で引き続き3か月以上、三木市に住所を有する者

【Q2】

18歳になったら選挙権が持てますか？

【A2】

満18歳以上（18年目の誕生日の前日の午前0時から満18歳とされます。）の日本国民なら、誰でも平等の権利として選挙権を持てますが、選挙の種類により要件が異なります。

衆議院議員選挙と参議院議員選挙	満18歳以上の日本国民であること
兵庫県知事・兵庫県議会議員の選挙	満18歳以上の日本国民であり、引き続き3か月以上、県内の市町に住所のある者
三木市長・三木市議会議員の選挙	満18歳以上の日本国民であり、引き続き3か月以上、三木市に住所のある者

なお、満18歳以上の日本国民であっても、選挙犯罪などにより刑に処されている人など、選挙権や被選挙権が停止されている場合もあります。

【Q3】

選挙権があれば投票できますか？

【A3】

選挙権のある人でも、市町村の選挙人名簿に登録されていなければ投票することはできません。この選挙人名簿の登録は、3月、6月、9月及び12月の年4回、各々1日に行われ、各月1日現在で引き続き3カ月以上その市町村の住民基本台帳に登録されている人が登録されます。また、選挙の公示（告示）日前日も同様の要件で登録されます。

【Q4】

選挙人名簿の登録に何か手続きは必要ですか？

【A4】

三木市の選挙人名簿に登録されるには、登録の時点で三木市内に住所を有する年齢満18歳以上の本国民で、その方の住民票が作成された日から引き続き3カ月以上住民基本台帳に登録されていることが必要です。（市内で転居した場合は、3カ月の期間は通算されます。）。

他の市町村から転入された方については、原則として、住民基本台帳に基づく転入届をした日に住民票が作成されます。転入しても転入届を出さないと選挙人名簿に登録されませんのでご注意ください。

【Q5】

選挙人名簿から抹消されることはありますか？

【A5】

以下の場合には抹消されます。

- 死亡または日本国籍を失ったとき
- その市町村から転出して4カ月を経過したとき
- 誤って登録されたとき

【Q6】

立候補する際の供託金はいくらですか？

【A6】

「供託」は、当選を争う意思のない人が売名などの理由で無責任に立候補することを防ぐための制度です。得票数が規定の数に達しなかった場合（供託金没収点未満）や立候補を辞退した場合などには、供託金は没収され、市（又は町村、都道府県、国）に納められます。

各選挙の供託金額及び供託金没収点は次のとおりです。

選挙の種類	供託金額	供託金没収点
衆議院議員小選挙区選挙	300万円	有効投票総数÷10
衆議院議員比例代表選挙	600万円（名簿登載者1人につき）※衆議院小選挙区選挙と重複立候補の場合は300万円	供託額－（300万円×重複立候補者のうち小選挙区当選者＋600万円×比例代表選挙の当選者数×2）
参議院選挙区選挙	300万円	有効投票総数÷議員定数÷8
参議院比例代表選挙	600万円（各名簿登録者1人につき）	（名簿登載者－当選人×2）×600万円
都道府県知事	300万円	有効投票総数÷10
都道府県議会議員	60万円	有効投票総数÷議員定数÷10
市長	100万円	有効投票総数÷10
市議会議員	30万円	有効投票総数÷議員定数÷10
町村長	50万円	有効投票総数÷10
町村議会議員	15万円	有効投票総数÷議員定数÷10

2 期日前投票と不在者投票について

【Q7】

投票日に投票に行けないときはどうすればいいのですか？

【A7】

投票日に仕事や旅行、その他予定がある人は、選挙の公示（告示）日の翌日から投票日前日まで（土曜・日曜・祝日を含みます）の間、期日前投票をすることができます。

期日前投票所は、市役所本庁舎、吉川支所となります。

【Q8】

期日前投票をする際に、何を携えていけばいいのですか？

【A8】

期日前投票を行う際には、投票所入場券をご持参ください。その際、事前に投票所入場券の裏面に記載されている宣誓書をご記入の上、受付に提出していただくと、スムーズに投票することができます。「宣誓書」は期日前投票所にも用意してあります。

また、投票入場券が届いていない場合や、紛失した場合でも、選挙人名簿に登録され、選挙権がある方は投票できます。なお、宣誓書の記入には印鑑はいりません。

【Q9】

出張等で他市町村にいますが、どうすれば投票できますか？

【A9】

仕事や旅行などで滞在している市町村等の選挙管理委員会で不在者投票ができますので、三木市選挙管理委員会に投票用紙の請求を行ってください。請求の方法は、「投票用紙請求書兼宣誓書」をご記入の上、郵送等により三木市選挙管理委員会に提出してください。選挙人名簿による確認後、投票用紙等を滞在地の住所に郵送でお送りしますので、滞在先のお近くの市町村の選挙管理委員会で投票してください。

なお、郵送でのやり取りになりますので、投票用紙の請求はお早めをお願いします。

詳しくは選挙管理委員会にお問合せください。

※「投票用紙請求書兼宣誓書」は、三木市選挙管理委員会のホームページからダウンロードすることができますので、印刷してお使いください。

【Q10】

病院に入院中、老人ホーム等に入所中の人は投票できますか？

【A10】

各都道府県選挙管理委員会が指定する病院、老人ホーム、身体障害者支援施設等に入院・入所されている方は、その施設等に申し出をしていただくと不在者投票ができます。

詳しくは、選挙管理委員会又は入院・入所されている病院等の事務所でお問い合わせください。

【Q11】

家で寝たきりの人や、身体に重い障害があり自宅から外出できない人は、投票できますか？

【A11】

「身体障害者手帳」、「戦傷病者手帳」又は「介護保険被保険者証」をお持ちの方で一定の障がい又は「要介護5」に該当する方は、自宅等で投票用紙に自書するなどして、郵便等で投票できます。この場合、郵便で選挙管理委員会に申請を行い、「郵便投票証明書」の交付を受けていることが必要となります。詳しくは選挙管理委員会にお問合せください。

【Q12】

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養しているのですが投票できますか。

【A12】

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等されている方については、一定の要件に該当する場合、「特例郵便投票」による投票をすることができます。以下に示す「特例患者等」に該当する方で、投票用紙等の請求時において、外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る期間が投票しようとする選挙の期日の公示（告示）日の翌日から当該選挙の当日までの期間にかかると見込まれる方は、特例郵便等投票ができます。

「特例患者等」とは、

1. 感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 44 条の 3 第 2 項又は検疫法第 14 条第 1 項第 3 号の規定による外出自粛要請を受けた方
2. 検疫法第 14 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる措置（隔離・停留）により宿泊施設内に収容されている方

投票等の手続等については選挙管理委員会までお問合せください。

3 在外投票について

【Q13】

海外に住んでいる方が投票するには、どうすればいいのですか？

【A13】

外国に住んでいる人のための「在外選挙制度」があり、衆議院議員選挙及び参議院議員選挙について投票することができます。

在外投票ができるのは、日本国籍を持つ 18 歳以上の有権者で、在外選挙人名簿に登録され「在外選挙人証」を持っている人になります。

在外選挙人名簿の登録には次の 2 つの方法があります。

1. 在外公館等に申請する（在外公館申請）

現在の居住地を管轄する在外公館（大使館・領事館）の管轄区域に引き続き 3 カ月以上住所を有していることが必要です。登録の申請は、在外公館の領事窓口で行います。

2. 出国前に市区町村の窓口で申請する（出国時申請）

国内の最終住所地の市区町村の選挙人名簿に登録されている方が、転出届提出後、申請者本人または委任を受けた方が、直接、市区町村の選挙管理委員会の窓口で申請を行います。

※国外に住所を有することが登録の要件になりますので、出国後は早めに、在外公館等に「在留届」を提出してください。

投票は在外公館で行う「在外公館投票」、郵便等によって行う「郵便等投票」、選挙の際に一時帰国した人や、帰国後間もないため国内の選挙人名簿にまだ登録されていない人が行う「日本国内における投票」があります。

在外公館投票	投票記載場所を設置している在外公館で、在外選挙人証と旅券等を提示して投票します。 投票できる期間は、原則として公示（告示）日の翌日から選挙期日（国内の投票日）の 6 日前までです。 ただし、在外公館によっては投票日に間に合うよう記入された投票用紙を送るため、投票締め切り日を繰り上げするように
--------	--

	指定されているところもあります。
郵便等投票	登録地の市町村の選挙管理委員会から投票用紙等の交付を受け、郵便等による投票ができます。 郵便等投票の投票用紙の請求の締切りは、選挙の期日の4日前までであり、この日までに市町村選挙管理委員会に当該請求書が到着していなければなりません。 投票できる期間は、公示（告示）の翌日からですが、投票所の閉鎖時刻（午後8時）までに投票所に届くことが必要です。
日本国内における投票	選挙が行われている時に一時帰国した場合や、帰国後国内の選挙人名簿に登録されるまでの間は、指定された投票所で在外選挙人証を提示して、国内の投票と同様の手続きで投票できます。 なお、期日前投票や不在者投票できる期間は、公示（告示）日の翌日から投票日までの間です。

【Q14】

日本で転出届を出していないのですが、登録地申請はできますか？

【A14】

日本国外に転出する場合は住民登録地に転出届をしなければなりません。転出届をしていないと、まだ日本に住所があると認定され、在外選挙人名簿に登録されない場合があります。必ず転出届をしてから在外選挙人名簿の登録申請をしてください。

【Q15】

現在すでに在外選挙人証を持っていますが、外国で引っ越しをした場合はどうすればいいのですか？

【A15】

外国での住所を変更した場合や婚姻などで氏名が変わった場合は、在外選挙人証記載事項変更の届を行ってください。

申請方法は、新しい住所を管轄する在外公館にお問合せください

なお、申請には「在外選挙人証」が必要です。

【Q16】

在外選挙人証をなくしてしまった場合は、どうすればいいのですか？

【A16】

在外選挙人証を紛失・汚損した場合は、在外選挙人証の再交付申請をしてください。申請先は住所を管轄する在外公館です。

【Q17】

在外公館投票はいつからできますか？

【A17】

在外公館投票は、原則、国政選挙の公示日の翌日から選挙期日の 6 日前までです。ただし、投票用紙を日本に送付するために必要な日数との関係でこれより短くなる在外公館もありますので、投票される際は事前にご確認ください。

投票時間は、原則、午前 9 時 30 分から午後 5 時までです。

【Q18】

日本に帰国した場合はどうすればいいですか？

【A18】

日本国内に住民登録をした場合、その届出日から 4 カ月が経過すると在外選挙人名簿から抹消されます。

「在外選挙人証」は国内転入届から 4 カ月を経過した後に、登録市町村の選挙管理委員会へお返しください。(抹消または国内の選挙人名簿に登録されるまでは、在外投票できません。)

また、死亡した場合や日本国籍を喪失した場合も在外選挙人名簿から抹消されます。

4 投票について

【Q19】

投票日当日はどこに投票所に行けばいいのですか？

【A19】

投票日当日は、お住いの地域により投票所が決められています。当日投票所は、投票入場券に記載されていますのでご確認ください。また、広報みき「選挙特集号」やホームページにも記載しています。

【Q20】

引っ越したときは、どこで投票すればいいのですか？

【A20】

投票は、選挙人名簿に登録されていることが前提です。

引っ越しをした場合は、転入届をした後 3 カ月以上住み続けることで転入先の市町村の選挙人名簿に登録され、投票できるようになります。それまでの間は、選挙の種類によって投票できる場合が異なります。

- 国政選挙の場合（衆議院選挙・参議院選挙）

転出先が国内である限り、転出先の市町村の選挙人名簿に登録されるまでの間、原則として旧住所地の市町村で投票できます。

- 都道府県選挙の場合（都道府県知事選挙、議員選挙）

転出先が同一の都道府県の場合は、転出先の市町村の選挙人名簿に登録されるまでの間、原則として旧住所地の市町村で投票ができます。異なる都道府県へ転出した場合は、転出した都道府県の投票はできません。また転入した市町村の選挙人名簿に新たに登録されるまでの間、転入先においては投票できません。

なお、投票する際には、あらかじめ「引き続き兵庫県内に住所を有する旨の証明書」の交付を受けておられると、よりスムーズに投票できます。

- 市町村選挙の場合

転居先が同一の市町村の場合は、引き続き選挙人名簿に登録されていますので、投票ができます。異なる市町村へ転出した場合は、転出した市町村の投票はできません。また、転入した市町村の選挙人名簿に新たに登録されるまで間、転入先においては投票できません。

※詳しくはお住いの市町村選挙管理委員会にお問い合わせください。

【Q21】

「投票所入場券」が届かないときや、紛失したときはどうすればいいのですか？

【A21】

「投票所入場券」は、選挙人に対し選挙が行われることをお知らせするとともに、投票所で選挙人名簿との本人照合をスムーズに行うために送付しているもので、投票用紙の引換券ではありません。投票所入場券が無くても、選挙人名簿に登録されていれば、本人確認のうえ投票することができますので、投票所で係員にお伝えください。

なお、投票所入場券は、公示（告示）日以降に郵送させていただきます。世帯主に送られ、1通に8名まで印刷されています（9名以上の世帯は2通に分かれています。）。

【Q22】

身体が不自由で投票用紙に字が書けない方や、高齢者・障がい者に対して、投票のサポートはしてもらえますか？

【A22】

投票所では、係員が介助が必要な方などに対して、介助等の対応をさせていただきます。ご遠慮なく係員までおっしゃってください。身体の不自由な方やけがをされている方など、自分で投票用紙に字を書くことができない方は、係員が代理で投票用紙に記入いたします。視覚に障がいのある方は点字投票をすることもできます。また、投票所には老眼鏡を用意していますので必要な方は使用していただけます。

【Q23】

意思表示が困難な選挙人に代わって家族が投票することはできますか？

【A23】

選挙は、本人が投票所に行き、自らの意思で投票することが原則であることから、意思表示が困難である場合には、投票することはできません。これは、投票所の係員が選挙人の投票を補助する代理投票においても同様です。したがって、家族の方が本人に代わって投票することもできません。

【Q24】

投票所には、小さい子ども連れでも一緒に入れますか？

【A24】

小さなお子さんと一緒でも投票所に入ることができます。ただし、記載台で投票用紙を記載する際にはお子さんは後ろで待っていてもらうなどしてください。

【Q25】

投票する際の注意事項はありますか？

【A25】

投票用紙の候補者氏名や政党名を記入する際、省略せず正確に記入してください。

◆無効となる主な記載例

- 候補者の誰を書いたのか確認し難いもの
- 候補者名または政党名の他に何か記載したもの
- 2人以上の候補者の氏名を記載したもの
- 単に雑事を記載したもの
- 白紙投票

記入ミスをした投票用紙は無効投票として扱われる場合もあり、民意を正しく反映することができません。貴重な一票を確実に政治に活かすためにも、正確な記入をお願いします。

【Q26】

投票所に候補者の氏名を書いたメモを持ち込むことはできますか？

【A26】

選挙人が自ら備忘録としてのメモを投票所内に持ち込むことはできます。しかし、メモとしての常識を超える必要以上に大きな紙に書いたもの、メモと称するものを持って選挙運動まがいの行為を行うなどについては、投票所の秩序を乱す行為、投票の干渉を行う行為、選挙の自由を妨害する行為等と見間違えられることにもなりかねませんので、注意が必要です。

【Q27】

投票所で自分の筆記用具は使えますか？

【A27】

投票所では、感染予防のため鉛筆を使用の都度消毒したり、使い捨て鉛筆を準備したりしていますが、ご自分の鉛筆やシャープペンシルをお持ちいただき投票用紙にご記入できます。ただし、ボールペンはインクがにじむ可能性がありますので、避けてください。（投票用紙の原材料は特殊な紙を使用しています）。また、上履きに履き替える必要がある投票所においては、ご自分のスリッパ等を使用していただけです。

【Q28】

投票所でスマートフォンの使用はできますか？

【A28】

投票の秘密保持、投票所の秩序保持等のため、投票所内で携帯電話・スマートフォン等の使用はご遠慮ください。（投票所の事務従事者は連絡用のためのみスマートフォンを使用しています。）

【Q29】

投票所記載所の氏名等掲示の順番が立候補届出順番と違うのはなぜですか？

【A29】

投票記載所の氏名掲示や選挙公報への掲載順序は、立候補届出の締め切り後、公平を期すため、選挙管理委員会でそれぞれくじを引いて決定しています。
なお、選挙運動用ポスターをポスター掲示場に貼る順番は立候補届出順と同じです。

【Q30】

候補者の経歴や政策などはどのようにして知ればいいのですか？また、選挙公報はどこで見ることができますか？

【A30】

選挙管理委員会が、候補者の経歴や政策などが掲載されている「選挙公報」を発行し、各世帯に選挙期日の2日前までに、新聞折込み等により配布するとともに、ホームページにも掲示を行います。新聞を購読されていない世帯で、選挙公報の配布を希望される場合は、選挙管理委員会にご連絡いただければ郵送いたします。また、市役所、吉川支所、市立公民館等にも備え付けてありますので、ご自由にお持ち帰りいただけます。なお、「広報みき」の送付を希望されている方には、送付いたします。

【Q31】

投票の際、新型コロナウイルス感染症が心配です。投票所ではどのような対策がしてあるのでしょうか？

【A31】

各投票所では新型コロナウイルス感染防止対策として次のとおり実施します。安心して投票所にお越しください。

- 投票所入り口等に消毒液の設置
- 投票所の職員はマスクを着用し随時手指消毒を行います
- 定期的に換気を行います
- 記載台、鉛筆等を定期的に消毒します
- 受付係等には飛沫防止シートを設置します
- 使い捨て鉛筆も用意しています
- 密な状態を避けるため、床に立ち位置を表示する場合があります
- 職員は体調管理を行い、体調不良の職員は事務に従事しません

【Q32】

選挙に関する自動音声アンケートの電話がありました。市でそういった調査をしているのですか？

【A32】

三木市選挙管理委員会は、アンケート調査は一切行っていません。アンケート調査に回答するかどうかは個人の判断になります。個人情報聞き出すような電話や金銭要求等の不審な電話にはご注意ください。

5 選挙運動について

[告示日前の選挙運動の準備・事前運動]

【Q33】

選挙運動はいつからできますか？

【A33】

選挙運動ができる期間は、立候補の届出が受理されてから、投票日の前日までです。それ以外の期間、たとえば立候補届出前にする選挙運動は事前運動として禁止されています。また、この期間中も、選挙運動用自動車などによる連呼行為や、街頭演説は午前8時から午後8時までとされています。

後援会の結成やその加入文書等は政治活動として認められていますが、時期・場所・内容・その他の方法によっては事前運動と認められる場合があります。

【Q34】

事前運動とは具体的にどのようなものを指すのですか？

【A34】

選挙運動期間外の選挙運動（個々面接や電話による投票依頼など）は事前運動となり、後援会などの政治活動であっても、実態として氏名の普及宣伝が主たる目的と認められる行為は、事前運動となり得ます。例えば、告示日直前に不特定多数に立候補予定者の氏名が記載された政治活動用ビラや名刺を頒布することや、各戸に訪問することなどは事前運動に該当する恐れがあります。その行為が行われた時期、方法、内容、数量等の態様により総合的に判断することになります。

【Q35】

立候補を予定している者が、選挙を見越して各種のあいさつ状を郵送し、または新聞紙上に広告する行為は事前運動に当たるのですか？

【A35】

時期、方法、内容、数量等の態様いかんによっては事前運動となります。

【Q36】

選挙を見越して後援会加入文書に本人の写真、経歴を掲げ、政治家として大成させてもらいたい等と依頼することは事前運動にあたるのですか？

【A36】

時期、方法、内容、数量等の態様いかんによっては事前運動となります。

【Q37】

準備行為（事前運動にあたらぬ）として認められる行為は何ですか？

【A37】

準備行為として認められる行為は、次のとおりです。

- ① 推薦を依頼するための内交渉
- ② 選挙事務所などの借入れの内交渉
- ③ 選挙演説を依頼するための内交渉
- ④ 自動車などの借入れの内交渉
- ⑤ 出納責任者・運動員などになることの内交渉
- ⑥ 選挙運動員等の任務の割振り
- ⑦ 選挙運動用ポスター・看板などの作成、印刷
- ⑧ 選挙運動用はがきのあて名書き、印刷
- ⑨ 選挙公報の文案等作成
- ⑩ 選挙運動費用の調達 など

ただし、上記の行為にあわせて投票依頼を行うと事前運動となり禁止されるので注意すること。

【Q38】

告示日直前、出陣式の案内状を不特定多数の方に配布することはできますか？

【A38】

出陣式の案内状は選挙運動に関する文書図画と考えられ、事前運動の禁止に抵触する。

[選挙期日前に行われる選考会・推薦会など]

【Q39】

自治会などの選考会や推薦会は、どのような方法で行うことができますか？

【A39】

白紙の状態での推薦の決定は認められるが、ある特定の候補者を最初から推薦する形は事前運動に該当する恐れがある。

【Q40】

推薦された者（候補者）が、選考会・推薦会に同席しても問題ないのですか。また、推薦された結果、「よろしく頼む」とあいさつすることはできますか？

【A40】

同席は問題ありません。あいさつに関しては、単なる儀礼程度である場合は問題ないが、積極的に投票を依頼するようなものと認められる場合は違反となります。

【Q41】

自治会の推薦会の決議を、外部に公表することはできるのですか？

【A41】

従来からの自治会の決議を、すべての自治会員に通知している場合などは通常の方法によって通知すること差し支えありません。特別の方法を用いたりした場合（号外のチラシを配布するなど）は選挙運動と認められる場合が多い。また、自治会員以外の者に周知することは、選挙運動と認められ事前運動に該当する恐れがあります。（ホームページ上の掲載なども違反となる恐れがあります。）

【Q42】

労働組合や業者団体の会合で、単に内部行為的に特定の候補者に投票するよう呼びかけることはできるのですか？

【A42】

単なる内部行為であっても、投票依頼にわたる場合は、事前運動となり禁止されています。

[告示日以降の選挙運動]

【Q43】

候補者はどのような選挙運動ができるのですか？

【A43】

公職選挙法により認められた候補者が行う選挙運動の主なものは次のとおりです。ただし、選挙の種類により、その方法、あるいは数量や規格などが異なるものがあります。

- 選挙事務所の設置
- 選挙運動用自動車の使用
- 選挙運動用はがき
- 新聞広告
- ビラの配布
- 選挙公報
- 選挙運動用ポスターの掲示
- 街頭演説
- 個人演説会

【Q44】

誰にもできる選挙運動にはどのようなものがありますか？

【A44】

① 幕間演説

映画・演劇等の幕間、青年団等の集会や会社・工場等の休憩時間にたまたまそこに集まっている人を対象にして、選挙運動のために演説すること

② 個々面接

デパート・電車・バスあるいは道路等で偶然知人に会ったときなど、その機会を利用して投票を依頼すること。

③ 電話による選挙運動

だれでも自由に行えます。

【Q45】

どういった人は選挙運動できないのですか？

【A45】

選挙運動は、18歳以上であれば誰でもできるのが原則ですが、選挙の公正を確保するため、例外として次のような者は禁止されています。

① 全面的に禁止されている人

○中央選挙管理委員会の委員及び中央選挙管理委員会の庶務に従事する総務省並

びに選挙管理委員会の委員及び職員

○裁判官 ○検察官 ○会計検査官 ○公安委員会の委員

○警察官 ○収税官吏及び徴税の吏員

○18歳未満の人

○選挙犯罪または政治資金規正法に関する罪を犯し、選挙権及び被選挙権を停止されている人

② 関係区域内で禁止されている人

○投票管理者 ○開票管理者

○選挙長（投票・開票・選挙の各立会人はこの制限はない）

③ 地位を利用しての選挙運動を禁止されている人（地位を利用した選挙運動とは、公務員等がその地位にあるために選挙運動を効果的に行い得るような影響力又は便益を利用して行う選挙運動）

○国、地方公共団体の公務員、行政執行法人、特定地方独立行政法人、公庫の役職員、教育者

（一般職の国家、地方公務員等の可否の表）

種別	選挙運動	地位利用
特別職の公務員（知事・市長など）	○	×
国家公務員	×	×
地方公務員（市職員など）	×	×
	※勤務地の選挙区以外なら可能	
（市の）会計年度任用職員	×	×
	※勤務地の選挙区以外なら可能	
公立の教員	×	×
私立の教員	○	×

【Q46】

やってはいけない選挙運動には、どのようなものがありますか？

【A46】

次のような選挙運動は禁止されています。

買収	特定の候補者の選挙運動の目的で、有権者などに対し、金銭や物品を与えたり、供応接待する行為は禁止されています。選挙犯罪のうちでは最も悪質なものであり、法律で厳しい罰則が定められています。候補者はもちろん、選挙運動の責任者などが処罰された場合は、当選が無効になることもあります。
戸別訪問	投票依頼などの選挙目的で、有権者や会社、工場などを戸別で訪問することは禁止されています。戸別訪問の類似行為として、直接的に投票依頼を目的としなくても、戸別に演説会の開催を知らせて歩いたり、特定の候補者の氏名を言い歩いたりすることも禁止されています。

署名運動	選挙に関して、特定の候補者に対して投票を依頼したり、または投票しないようにすることを目的として、有権者に対して署名運動をすることは禁止されています。
人気投票	どの候補が選挙で当選するか、またはどの政党から何人当選するかを予想する人気投票を行い、その経過や結果を公表することは禁止されています。
飲食物の提供	選挙運動に関して、候補者が第三者に提供することはもちろん、第三者が候補者や運動員に提供することも禁止されています。湯茶や湯茶に伴い通常用いられる程度の菓子（せんべいやまんじゅうなど、お茶うけ程度のもの）は、提供することができます。
休憩所の設置	休憩所その他これに類似する設備は、選挙運動のために設置することは禁止されています。ここでいう「休憩所」とは、休憩を主たる目的とした一切の場所的設備のことをいい、「その他のこれに類似する設備」というのは、例えば湯飲み所、連絡所のようなものが考えられます。ただし、演説会場における弁士の控室、選挙事務所の一部に設けられる運動員の休憩の場所などはここでいう休憩所には含まれません。
氣勢を張る行為	選挙運動のため、人目を引こうと多数の自動車を連ねたり、隊列を組んで往来すること、サイレンを鳴らす行為等も禁止されています。
あいさつを目的とする有料広告	候補者や後援団体（特定の候補者を推薦し支持する団体）は、選挙区内にある者に対し、時候、慶弔や激励などのあいさつを目的とする広告を有料で新聞、雑誌に掲載したり、テレビやラジオで放送したりしてはいけません。
18歳未満の者の選挙運動	18歳未満の者が選挙運動したり、18歳未満の者を使用して選挙運動をすることはできません。
ポスター、ビラなどの認められない掲示や配布行為	選挙運動のために認められているもの以外のポスター、ビラ、看板などを掲示したり、配布したりすることはできません。

【Q47】

県知事や市長が推薦人としてビラ等に職名を記載することや演説会の応援弁士として職名を名乗ったりすることはできますか？

【A47】

単に職名を通常の方法で記載すること、また演説会で職名を名乗ることは直ちに地位利用になりませんが、もっぱらその県市に関係する者（県職員・市職員等）を対象として行うときは、地位利用に該当する恐れがあります。

【Q48】

18歳未満の者を使用した選挙運動はできますか？

【A48】

18歳未満の者は、一切の選挙運動が禁止されています。ただし、選挙運動のための機械的労務を行うことは認められています。機械的労務の例としては、文書の発送、看板の運搬、湯茶の接待など選挙人に直接働きかけない行為があります。

【Q49】

選挙運動用通常はがきの推薦欄に、現職の県知事や市長、市議会議員の氏名を記載することは可能ですか？

【A49】

県知事や市長は特別職の公務員であり、地位を利用した選挙運動以外は認められるため問題ありません。また、市議会議員も法的に制限がないため一般的に問題ありません。ただし、自己の選挙運動、氏名普及宣伝行為の一環と認められる場合は、事前運動となり禁止されています。

【Q50】

企業から選挙運動員として従業員を派遣してもらうことは可能ですか？

【A50】

従業員が有給休暇等を利用して運動員をすることは問題ありませんが、業務命令での派遣は、法人からの寄附と考えられ、禁止されています。

[選挙事務所]

【Q51】

選挙事務所とは何をするところですか？

【A51】

特定の候補者について、投票を得るため、演説会の準備をしたり、届出書を用意したり、ポスターを貼る手配をしたり、その他いろいろな選挙運動に関する事務を取り扱う場所です。

【Q52】

選挙事務所はいくつでも設置できるのですか？

【A52】

市長・市議会議員選挙の場合は、候補者1人につき、1か所に限られます。

【Q53】

選挙運動のために休憩所や連絡所を設けてもいいのですか？

【A53】

休憩所その他これに類似する施設は、選挙運動のために設けることはできません。

【Q54】

選挙事務所にはどのような表示ができるのですか？

【A54】

① ちょうちん1個

大きさは、高さ85cm、直径45cm以内

② ポスター、立札、看板の類

数は、ポスター、立札、看板の類を通じて3以内

大きさは、ポスター、立札、看板とも縦350cm横100cm以内

※縦・横は自由

【Q55】

選挙事務所を表示するための看板・ポスターに、候補者の写真を貼付することはできますか？

【A55】

記載内容は自由であるため、できます。

【Q56】

選挙事務所を表示するため、事務所の2階から垂れ幕を垂らす場合、表示されたポスターとみていいですか？

【A56】

垂れ幕は看板の類とみなされるので、規格制限の範囲内であれば差し支えありません。

【Q57】

選挙事務所を設置する場所に制限はありますか？

【A57】

設置する場所に制限はありませんが、投票日当日に投票所を設けた場所の入口から300m以内（直線距離）にある場合は閉鎖するか、300m以外の区域に移転させなければなりません。その際には、閉鎖または移動させた場合の異動届の提出が必要となります。

[戸別訪問と個々面接]

【Q58】

戸別訪問とはどのようなものですか？

【A58】

候補者又は運動員が、連続して選挙人の家を訪ねて、投票を得るため依頼する行為であり、禁止されています。ただし、一戸しか訪問しない場合でも二戸以上を訪問する目的をもっていった場合は戸別訪問となります。

【Q59】

個々面接とはどのようなものですか？

【A59】

道路上や、電車やバスの中などでたまたま出会った人に投票を依頼する行為であり、これらの行為は禁止されていません。

【Q60】

候補者の名刺を選挙人の住居にだまっておいてまわるのはいいのでしょうか。戸別訪問でしょうか？個々面接でしょうか？

【A60】

その場合は戸別訪問の禁止違反になるとともに、文書・図画の頒布禁止にもなる恐れがあります。

【Q61】

電話で有権者に対し、演説会の開催若しくは演説を行うことについて通知する行為は違反ですか？

【A61】

電話で行う場合は、戸別訪問ではありませんから許されます。

【Q62】

電話で投票依頼がありましたが違反ではないのでしょうか？

【A62】

電話による投票依頼は、選挙期間中（立候補届出受理後から投票日前日まで）は自由に行うことができます。これは一般の人と同様で、友人や知人に投票依頼することができます。

なお、投票日当日は選挙運動ができませんので、電話による投票依頼は違反となります。また、立候補の届出前に行うことは事前運動として禁止されています。

【Q63】

投票日当日に〇〇事務所から「もう投票に行かれましたか」という電話がありましたが、選挙違反ではないのでしょうか？

【A63】

投票日当日の投票率向上の呼びかけや啓発は、選挙管理委員会で行いますので、候補者が行うことはありません。これを特定の候補者を応援している人等がすると選挙違反になるおそれがあります。

【Q64】

「後援会の会員になってほしい。」と政治家の関係者が来ましたが、選挙違反ではないでしょうか？

【A64】

純粹に後援会加入の勧誘なら政治活動として許されています。ただし、選挙運動期間中に行われた場合は、選挙違反になる可能性が高く、また、選挙運動期間中でなくても選挙直前に行われた場合は、事前運動として選挙違反のおそれがあります。

[署名運動]

【Q65】

どのような名目であっても署名運動は禁止されるのですか？

【A65】

名義が後援会に加入させるためになっていたとしても、それが投票を得る目的、若しくは得させない目的で署名運動を行ったと認められる場合は、署名運動の禁止に該当します。

【Q66】

後に選挙運動に使用するため、演説会場に来た人に受付で記帳させてもいいのですか？

【A66】

来場者に記載させるために署名簿を置くことが、「選挙に関し、投票を得る目的、若しくは得させない目的をもって」選挙人に対して行われたのであれば、署名運動の禁止に抵触します。

【Q67】

選挙事務所を訪れた選挙人に受付で記帳させてもいいのですか？

【A67】

A66 同様、「選挙に関し、投票を得る目的、若しくは得させない目的をもって」選挙人に対し行われたのであれば、署名運動の禁止に抵触します。

[飲食物の提供]

【Q68】

飲食物の提供とはどういうことですか？

【A68】

「飲食物」とは料理、菓子、パン、缶コーヒーなどのように何らの加工もしないでそのまま飲食できるものをいうとされています。何人も選挙運動に関し、湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子以外の飲食物を提供することができないと定められています。

【Q69】

選挙事務所で出せる茶菓子はどの程度のものまでよいのですか？

【A69】

まんじゅう、せんべい、みかんなどのお茶受け程度のをいいます。

【Q70】

選挙人が、陣中見舞いとして酒 1 升を贈ることはできますか。また、ペットボトルのお茶 1 箱を贈ることはどうですか？

【A70】

酒は「湯茶」の類に含まれないため、提供することはできません。ただし、選挙期日後、支持者などが当選者に対し、「当選祝い」として酒を贈ることは、政治活動の寄附として扱われるため差し支えありません。

ペットボトルのお茶については、「湯茶」の類に当たるため、提供することはできます。

[自動車・船舶・拡声器の使用]

【Q71】

使用できる自動車はどんな種類ですか？

【A71】

- ① 乗車定員 4 人以上 10 人以下の小型自動車
- ② 四輪駆動式 10 人以下の乗用自動車で重量 2 トン以下のもの
- ③ 乗用定員 10 人以下の乗用自動車で①、②に該当しないもの

【Q72】

自家用車を持っている者が、許された選挙運動用自動車 1 台のほかに、これを使用する

ことはできるのでしょうか？

【A72】

自家用車を、たまたま選挙事務所から演説会場へ行くのに、臨時に使用する程度のものであれば差し支えありませんが、常時そのために待機させて利用するような場合は、違反となります。

【Q73】

自動車に乗車する人員に制限はありますか？

【A73】

候補者と運転手 1 人を除いて、乗車する人員は 4 名を超えてはならず、この 4 人は選挙管理委員会が定めた一定の腕章を着けなければなりません。

【Q74】

選挙運動用自動車の運転手もシートベルト着用の義務はありますか？

【A74】

選挙運動用自動車については、道路交通法施行令第 26 条第 1 項第 8 号の規定により、運転手及び運転席以外に乗車する者に対しては、シートベルトの着用義務から除外されています。ただし、安全面上、可能な限り着用することが望ましいです。

【Q75】

選挙期日当日、選挙運動のための看板が取り付けられている選挙運動用自動車を、公道に面した選挙事務所の駐車場に駐車させてもいいのですか？

【A75】

選挙運動用自動車に取り付けているポスター、看板など選挙期日当日において掲示することはできません。したがって、看板を撤去するか、文字が見えないよう布などで覆うなどの処置を行わなければなりません。

【Q76】

選挙運動で自転車を使用することはできますか？

【A76】

使用できます。ただし、自転車を使用する場合は、自動車と文書図面の規制が異なるので注意が必要です。（【A80②】参照）。また、自転車で走行しながらの演説行為や、連呼行為はできないことにも注意が必要です。

【Q77】

拡声器は何台使用できますか？

【A77】

主として選挙運動に使用するものは一揃いに限られています。しかし、個人演説会を開いているときはその会場の一揃いと、別の場所で街頭演説していればそこに使用している一揃いと、計二揃いまで使ってよいとされています。

【Q78】

人目を引こうと多数の自動車を連ねること、隊列を組んで往来すること、サイレンを鳴らす行為はできますか？

【A78】

氣勢を張る行為として禁止されています。

【文書図画による選挙運動】

【Q79】

文書図画とはどういうものをいうのですか？

【A79】

文書図画の範囲はかなり広く、新聞、雑誌、名刺、あいさつ文、ポスター、看板、ちょうちんなど眼で見て意味の分かるものであればすべて含まれます。

【Q80】

掲示できる文書図画にはどういったものがありますか？

【A80】

① 選挙事務所

○ポスター、立札、看板の類の数は通じて3以内

大きさは、縦300cm横100cm以内

○ちょうちんの数は1個のみ

大きさは、高さ85cm直径45cm以内

② 選挙運動用自動車

○ポスター、立札、看板の数の制限はありません。

大きさは、縦273cm横73cm以内

○ちょうちんの数は1個のみ

大きさは、高さ85cm直径45cm以内

※なお、自転車については上記の文書図画の掲示は一切できません。

③ 候補者が使用するたすき、腕章、胸章の類

○候補者が使用する場合のみ、何ら制限はありません。

④ 個人演説会

○会場内では、ポスター、立札、看板の類の数・規格に制限はありません。

○会場外に掲示するものには、会場ごとに通じて2以内

大きさは、縦273cm横73cm以内

○ちょうちんの類は、会場ごとに会場内外のいずれか1個に限られます。

大きさは高さ85cm直径45cm以内

※上記の文書図画には、表面に掲示責任者の氏名、住所の記載が必要です。

【Q81】

頒布できる文書図画は何ですか？

【A81】

① 選挙運動用通常はがき

○市長選挙8,000枚以内、市議会議員選挙2,000枚以内

○選挙用である旨の表示が必要

○記載内容は原則自由

② 選挙運動用ビラ

○選挙管理委員会に届け出た2種類以内

○市長選挙16,000枚以内、市議会議員選挙4,000枚以内

○規格は、A4判（長さ29.7cm、幅21cm）を超えないもの

○ビラの表面には、頒布責任者及び印刷者の氏名（法人は名称）を記載しなければなりません。

○記載内容は原則自由

○ビラには、選挙管理委員会が交付する証紙を貼らなければなりません。

○頒布方法は、新聞折込み、選挙事務所内、個人演説会の会場内、街頭演説の場所に限られています。

③ インターネット

○ウェブサイト等を利用する方法（ホームページ、ツイッターやフェイスブックなどのSNS、動画共有サービス、動画中継サイトなど）

○電子メール（候補者及び政党等のみ）

【Q82】

選挙運動ポスターを無断で塀に貼られたのですが、自分ではがしてもかまいませんか？

【A82】

公職選挙法により、ポスターを他人の土地、建物等に貼るときは居住者等の承諾を得てから貼るように定められています。居住者等に無断で貼られたポスターは居住者等が自分ではがしてもよいと定められています。ご家族のどなたも承諾していないことを確認

してからはがしてください。

なお、はがした後のポスターの処分については、財産権の問題もありますので、陣営に連絡して引き取りにきてもらうほうがよいでしょう。

【Q83】

選挙運動期間中、候補者が氏名を表示したたすきを身に着けるほか、自転車に候補者個人が選挙運動で使用しているスローガンを記載したのぼりを取り付けて走行することはできますか？

【A83】

候補者が身に着けるたすきについては、禁止される回覧行為の対象から除外されているので問題ありませんが、選挙運動で使用しているスローガンを記載したのぼりは「選挙運動のためのもの」に該当し、違反の可能性が極めて高いです。

【Q84】

選挙運動員が、背中にスローガンを記載したスタッフジャンパーを着用して街頭演説などの選挙運動に従事できるのですか？

【A84】

選挙運動用のスローガンと認められる場合は禁止されています。「選挙運動用」とは、選挙運動用ポスター、選挙運動用自動車、選挙運動用通常はがき、選挙公報などに使用されているかなどを総合的に判断されます。

【Q85】

選挙運動用通常はがきについて次のことはできますか？

- ① 推薦者の代表者が経営する会社の従業員に、推薦者として自らの名前を記載したはがきを出すこと
- ② 推薦者として、市役所職員の名前を記載したはがきを出すこと
- ③ 現職の市長・市議が推薦者欄に名前を記載すること
- ④ 推薦者として、法人名を記載すること

【A85】

- ① 自身が経営する会社の従業員に、はがきを出すことは問題ありません。雇用主としての地位利用や社内での回覧は禁止となります。
- ② 地方公務員は地方公務員法第 36 条により政治的行為が制限されているため、推薦者として名前を連ねることはできません。
- ③ 単に推薦者として名前を記載することは問題ありません。ただし、自己の氏名普及宣伝が目的と認められる場合は禁止されます。
- ④ 差し支えありません。

【Q86】

選挙運動用通常はがきに、「〇〇様 御一同様」など複数の選挙人を対象とした宛先を記載することは可能ですか？また、選挙運動用通常はがきを候補以外の第三者が自己の名義により当該候補者を推薦する形態で使用することは可能ですか？

【A86】

同一世帯にある選挙人数名の名を連記することは、通常の方法と解され差し支えありません。会社や工場等選挙人が多数集中しているところへ個人の氏名を記載しないで、「〇〇御中」「〇〇御一同様」と記載して郵送することは、回覧、掲示等による伝達を予定しているものであり、文書の回覧、掲示等の禁止に抵触します。

また、第三者が候補者の推薦文を掲載したはがきで頒布することはできますが、候補者が使用できる選挙運動用はがきを用いてする場合だけ許されます。

【Q87】

宛名人不明により差出人に返送された選挙運動用はがきの取扱いはどうなるのですか？

【A87】

すでに頒布行為があったと見なされ、当該はがきを制限枚数の範囲内で再差出しする場合は、新たな頒布として取り扱われます。

[インターネットによる選挙運動]

【Q88】

インターネットによる投票はできますか？

【A88】

インターネットによる投票はできません。なお、インターネット等を利用する方法による選挙運動を行うことはできます。

【Q89】

インターネット選挙運動とは、具体的にどのようなことですか？

【A89】

ホームページやブログ等のウェブサイトのほか、ツイッターやフェイスブックに代表されるソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）も選挙運動に利用できます。具体的には、以下のようなことを行うことができます。

- 候補者、政党等がブログやホームページ等で、支持を求めたり、公約や政策を訴える。
- 有権者がブログやツイッター等で、特定の候補者への投票をするように呼びかける。

- 有権者と候補者・政党等が双方向コミュニケーションを取ることができ、意見交換等を行う。
- 候補者、政党等がインターネットを使い個人演説会の告知や生中継をしたり、演説や選挙運動の様子を映した動画をホームページ等に掲載する。
- 候補者、政党等が有権者に投票を求めるメールを送信する。
- 政党がネット上に有料広告（バナー広告）を掲載する。

【Q90】

インターネット選挙運動を行う主体に制限はありますか？

【A90】

候補者、政党等を含む全ての者（公民権停止中の者及び 18 歳未満の者を除く。）が、ホームページやブログ等を利用して選挙運動を行うことができます。ただし、選挙運動用電子メールの利用については、個人同士のやり取りになるため、密室性が高く、誹謗中傷やなりすましに悪用されやすいなどといった理由から、候補者や政党等にのみ認められています。

インターネットを選挙運動が可能な情報発信一覧

	ウェブサイト (ホームページや ブログ等)	SNS (ツイッターやフェ イスブック等)	電子メール	バナー広告
候補者	◎	◎	○※	×
政党	◎	◎	○※	◎
有権者	◎	◎	×	×

※政党や候補者は事前に同意を得た有権者に限りメールを送信できる。

【Q91】

フェイスブックやLINEなどのユーザー間のやりとりをするメッセージ機能は「電子メール」に該当するのですか、「ウェブサイト」に該当するのですか？

【A91】

ウェブサイトに該当します。

【Q92】

電子メールを利用する方法による選挙運動を行うことができる候補者の範囲はどこまでですか？

【A92】

候補者本人が直接送信する場合のほか、事務所の秘書のように候補者と使用関係にある者や、親族や友人のように特別信頼関係にある者が、候補者の指示の下候補者の代わりに送信に必要な作業に従事しているに過ぎない場合は、電子メールの送信主体制限に違

反しません。

【Q93】

選挙運動が禁止されている者が下記の行為をすることはできますか？

- ① 選挙運動に関する事項に対し、フェイスブックの「いいね」をすること
- ② 選挙運動に関する事項に対し、ツイッターの「リツイート」をすること
- ③ 候補者が街頭演説している姿の写真を撮り、フェイスブック及びツイッターに当該画像をアップすること

【A93】

- ① できます。個別具体の状況によりますが、直ちに選挙運動にあたりません。
- ② できません。一般的には選挙運動にあたる恐れがあるため。
- ③ できません。一般的には選挙運動にあたる恐れがあるため。

[言論による選挙運動]

【Q94】

言論による選挙運動とはどのような方法をいうのですか？

【A94】

文書図画によらない言論、つまり、演説や録音盤、放送などの音声による言論運動という意味です。

【Q95】

連呼行為というのは何ですか？

【A95】

選挙運動のため、ある候補者の氏名、政党の名称、または演説会若しくは街頭演説のあることを知らせるため、短い言葉を連続して呼称することです。連呼行為は、選挙運動のために使用する自動車若しくは街頭演説（午前 8 時から午後 8 時まで）または演説会場の場所以外では禁止されています。なお、連呼行為ができる場合においても、学校、病院などでは静穏を保持するよう努めなければなりません。

【Q96】

選挙運動期間中、朝 6 時から候補者がたすきを着けて駅前に立ち、通行人に対してあいさつを行うことはできますか？

【A96】

通行人に対する単なるあいさつであり、たすきの着用に時間的制限もないため可能ですが、演説及び連呼行為はできません。（午前 8 時～午後 8 時の時間の制約）

【Q97】

個人演説会の合同演説会を開いてもいいのですか？

【A97】

第三者主催の候補者合同演説会はできませんが、各候補者が主催する合同個人演説会の形式を取れば差し支えありません。

【Q98】

午後8時以降、幕間演説で連呼行為はできるのですか？

【A98】

幕間演説とは、選挙運動を目的としない集会、あるいは会社や工場での休憩時間などに、たまたまそこに集まっている人たちに向かって行う選挙運動のための演説です。街頭演説以外の演説（個人演説会、幕間演説など）については、連呼行為の制限がないため、午後8時以降でも幕間演説での連呼行為は可能です。

【Q99】

街頭演説は何人でもできるのですか？

【A99】

選挙運動に従事する者（労務を提供する者を含むが、候補者本人及び選挙運動用自動車の運転手一人は除く。）は、候補者一人について15人を超えてはならず、これらの従事者は、市選挙管理委員会が交付する腕章を着けなければなりません。

【Q100】

街頭演説の場で、候補者の氏名が入ったビラを頒布することはできるのですか？

【A100】

市長選挙は16,000枚、市議会議員選挙では4,000枚の選挙運動用ビラの頒布が認められているため、可能である。（【A81②】参照）

【Q101】

同時に街頭演説を数か所で行っても差し支えありませんか？

【A101】

街頭演説をする際には、市選挙管理委員会が交付する標記を掲げる必要があります。数は一つに決められているため、必然的に一か所でのみしかできません。

【Q102】

選挙運動期間中、公共施設内で活動中の市民にあいさつ等を行うことはできますか？

【A102】

単にあいさつ程度なら問題ありませんが、公共施設内では個人演説会会場以外での選挙運動は禁止されています。

【Q103】

公共施設で出陣式を行うことはできますか？

【A103】

出陣式については、場所等は自由に行うことができますが、選挙運動の一環（演説）と考えられます。演説は国または地方公共団体の所有または管理する建物では選挙運動のための演説・連呼行為をすることができないとされているため、公共施設内での出陣式は禁止されています。また、市の管理する公園や駐車場は、地方公共団体の所有または管理する建物に含まれないので、公選法上行うことは可能です。ただし、出陣式のために公園や駐車場の使用を許可するか否かは施設管理者の判断によります。

【Q104】

選挙運動用自動車や街頭演説の声がうるさいのですが、何とかならないのでしょうか？

【A104】

選挙運動は、公職選挙法により期間や方法が限定されています。候補者が、選挙運動用自動車から拡声器を使い名前を連呼したり、街頭で演説したりすることは法律で認められた選挙運動のひとつであり、音量の規制も特にありません。連呼行為については、学校・病院・診療所その他の療養施設周辺においては、静穏の保持に努める必要があります。また、連呼行為が可能な時間は午前8時から午後8時までの間です。騒がしいと感じられることもあるかと思いますが、候補者にとっては、法律で限られた範囲内で精いっぱい有権者に訴えようとしていることであるため、選挙期間中はご理解くださいますようお願いいたします。

[当選のお礼など]

【Q105】

選挙終了後のお礼のあいさつに関して、制限はありますか？

【A105】

選挙の期日後（投票日当日、投票所が閉ざされた時刻以降のすべてをいい、特に終期の定めはない。）、有権者に対して、当選又は落選に関しあいさつをする目的で次の行為はできません。また、当選又は落選に関してのあいさつと認められる場合に限り、期限はありません。

- ① 有権者に対して戸別訪問をすること
 - ② 感謝の言葉などを記載した文書図画を掲示すること
 - ③ 新聞、雑誌などを利用（つまり広告）すること
 - ④ 放送設備を利用して放送すること
 - ⑤ 当選祝賀会その他の集会を開催すること
 - ⑥ 自動車を連れ又は隊伍を組んで往来する等により氣勢を張る行為をすること
 - ⑦ 当選したお礼に、当選人の氏名または政党、政治団体等の名称を言い歩くこと。
- ただし、次のあいさつ行為は行うことができます。

ア 自筆による信書

イ 有権者からもらった当選の祝辞、落選の見舞いなどに対する返信（自筆でも印刷でも可能）

【Q106】

当選祝いとしてお酒をもらうことは可能ですか？

【A106】

当選後の祝い酒については、一般的に政治活動に対する寄附と考えられるため、可能です。ただし、選挙期間中の陣中見舞いとして、お酒を受け取ることはできません。

【Q107】

「当選御礼」の貼紙を事務所に掲示することはできますか？

【A107】

罰則をもって禁止されています。

6 政治活動について

[政治活動と選挙運動について]

【Q108】

選挙が始まっていないのに街宣車が回っています。違法ではないのですか？

【A108】

街宣車の内容や時期などにより、選挙運動か政治活動かに判断されます。

選挙運動は、選挙運動期間中のみできます。

政治活動は、選挙運動期間中は制限されますが、それ以外の期間は原則として制限がありません。なお、選挙運動違反の取り締まりは警察が行います。

【Q109】

街頭演説等で公職の候補者等の氏名の記載されたのぼりを立ててもいいのですか？

【A109】

公職の候補者又は公職の候補者になろうとする者（公職にある者を含む）の政治活動の一環として街頭や駅前で行われる街頭演説やあいさつ行為において、これらの公職の候補者の氏名又は氏名が類推されるような事項が表示された、のぼり、旗、プラカード、たすき、腕章を掲示（使用）することはできません。これに反した場合には、罰則規定（公職選挙法第243条）もあります。なお、以下のものについては認められています。

- ① 選挙運動期間中に候補者自らが使用するたすき、胸章及び腕章の類
- ② 政治活動のためにする演説会、講演会、研修会その他これに類する集会の会場において当該演説会の開催中に使用されるのぼり等

【Q110】

選挙運動と政治活動の違いは何ですか？

【A110】

政治上の目的をもって行われるいっさいの活動が政治活動と言われています。よって、広い意味では選挙運動も政治活動の一部となりますが、公職選挙法では選挙運動と政治活動を理論的に明確に区分しており、それらを定義付けすると次のように解釈できます。

- 選挙運動・・・特定の選挙に、特定の候補者の当選をはかること又は当選をさせないことを目的に投票行為を勧めること。
- 政治活動・・・政治上の目的をもって行われる一切の活動から、選挙運動にわたる行為を除いたもの。

【Q111】

「のぼり旗」や「たすき」の使用はできますか？

【A111】

街頭演説で使用する「のぼり旗」は、公職選挙法では立札及び看板の類にあたります。公職の候補者等の氏名や氏名が類推される事項を示した「のぼり旗」は、政党の政治活動用と見なされるものを除き、政治活動のために使用する事務所用立札及び看板、政治活動のために行う講演会など集会の会場において、その講演会の開催中に使用されるもの以外は使うことはできません。なお、政党名やスローガンのみを記載した「のぼり旗」は、選挙運動にわたらない限り違反とはなりません。

氏名や氏名が類推される事項を表示した「たすき」は、選挙運動期間において公職の候補者に限り使用することができます。

[政治活動の文書図画]

【Q112】

候補者用立札・看板を駐車場（無人）のフェンスにの金網に掲示することはできますか？

【A112】

政治活動のために使用する事務所として実態のない場所に掲示することはできません。

【Q113】

一般の住宅に候補者用2枚。団体用2枚の立札・看板を掲示することはできますか？

【A113】

その場所が、候補者の事務所であり、かつ後援団体の事務所となっているのであれば、それぞれ各2枚ずつ掲示できます。

【Q114】

選挙運動期間中に新たな立札・看板は設置できるのですか？

【A114】

選挙運動中は新たな看板は設置できません。また、移動することもできません。

【Q115】

政治活動用事務所を選挙事務所とした場合、政治活動用の立札・看板と選挙事務所用の看板を混在して掲示することはできるのですか？

【A115】

可能です。それぞれの規格や枚数等の条件を満たしていれば問題ありません。

【Q116】

駅前等で市政報告会行う際、氏名入りののぼり旗を掲示することはできますか？また、スローガンののぼり旗は掲示することはできますか？

【A116】

公職の候補者等の氏名が表示された政治活動用立札・看板の類（のぼり旗含む。）は、街頭演説の場所では掲示できません。なお、スローガンについては、氏名類推事項に該当しないので掲示できます。

【Q117】

政治活動用の自動車の看板に候補者の氏名とスローガンを表示して走行することはできますか？

【A117】

氏名入りの立札・看板は政治活動用の事務所において掲示するもの、若しくは演説会・講演会等の会場においてその開催中に使用するものに限られるため、自動車に取り付けて使用することはできません。なお、スローガンの場合は、差し支えありません。

【Q118】

政治家活動用ポスターについて次のような規制はありますか？

- ① 記載内容
- ② 規格や枚数
- ③ 掲示方法

【A118】

- ① 掲示責任者・印刷者の氏名・住所の記載が必要です。
- ② 極端に大きいものまたは連続して多数掲示しているものは、選挙運動とみられる場合があります。
- ③ ベニヤ板などの裏打ちによる掲示はできません。また任期満了の6カ月前などの一定期間は、掲示が禁止されています。

【Q119】

市議会議員の任期満了6カ月以内に入り、政党等の演説会告知用ポスターに当該市議選の立候補予定者が弁士として記載されたポスターについて掲示は認められますか？

【A119】

以下の事項を主な基準として、総合的に政党等のポスターと認められた場合は掲示可能です。

- ① 弁士が複数である
- ② 弁士の全てを同等に扱っている
- ③ 弁士1人にかかる面積が純然たる政党部分を超えていない
- ④ 弁士の全てが同一選挙区の公職の候補者ではない

※ただし、上記を満たすポスターであっても、告示日以降は撤去しなければなりません。

【Q120】

候補者個人の政治活動用ポスターを会社等の室内へ掲示することはできますか？

【A120】

任期満了6カ月以内に、不特定多数の者が往来する場所に候補者個人の政治活動用ポスターを掲示することは禁止される。なお、個人宅に内向きに掲示することは可能です。

[演説等]

【Q121】

平常時に、公職の候補者が駅前の路上に立ち演説を行っていますが、次の行為は問題ありますか？

- ① 午前6時30分頃からハンドマイクを片手に演説を行う
- ② 警察署の許可を受けずに行う

【A121】

- ① 平常時の政治活動のため街頭演説には制限がないため、可能です。
- ② 道路に人を多数寄せつけて演説するなど一般交通に著しい影響を及ぼす場合は警察署の許可が必要な場合がありますが、一般的に交通の妨害とならない場所に立ち、人の流れを阻害させない状態で演説する場合は、警察署の許可を受けなくても差し支えありません。

【Q122】

民間団体が、告示日直前に市内の公民館において、候補者を集めて「公開討論会」を開催することは可能ですか？また、選挙運動期間中はどうですか？

【A122】

告示日前の「公開討論会」の開催については、内容が候補者の選挙運動にわたらない限り、差し支えありません。一方、選挙運動期間中は、演説会を開催することができるのは候補者個人に限られており、民間団体が主催となつての「公開討論会」は開催することができません。なお、各候補者が主催者となつての「合同個人演説会」の形をとる場合は差し支えありません。

【Q123】

告示日前に、政治活動用自動車において、特定の候補者名を連呼しながら市内を走行することは可能ですか？

【A123】

氏名の連呼行為は事前運動となる恐れがあります。

7 寄附について

[結婚祝い]

【Q124】

政治家が選挙区内にある結婚披露宴に自ら出席し、祝儀として金銭以外の品物などを贈ることはできますか？

【A124】

「祝儀」については、金銭に限らず品物を含めると解されており、政治家が結婚披露宴に自ら出席して贈る場合は、罰則の適用から除外されています。

【Q125】

政治家が会費制の結婚式に自ら出席し、定められた「会費」を支払うことは差し支えないですか？また、秘書が代わりに出席して自らが会費を支払う場合はどうですか？

【A125】

定められた「会費」である限り、禁止されていません。また、秘書が代わりに出席し、自分名義で自ら「会費」を支払う場合も同様です。

【Q126】

政治家自らが選挙区内にある者の自宅を訪問して、結婚祝の品物を贈ることはできますか？

【A126】

政治家が結婚披露宴に自ら出席して贈る場合は、罰則の対象の適用外とされていますが、結婚披露宴に出席することが確実であっても、事前に（あるいは事後に）祝儀を届けることは、罰則をもって禁止されています。

【Q127】

政治家が配偶者の親戚が結婚することになり、その政治家の選挙区内に新居を持つことになりましたが、その新居にお祝いの品物を届けることは差し支えありませんか？

【A127】

政治家の寄附禁止の例外として寄附が認められるものに「親族に対して行う寄附」があり、この「親族」とは、民法上の親族と同じもので、6親等内の血族、配偶者及び3親等の姻族とされています。したがって、その範囲であれば差し支えありません。

[成人式]

【Q128】

政治家が選挙区内で行われる成人式の参加者に、記念品を贈ることはできますか？

【A128】

罰則をもって禁止されています。

【Q129】

政治家が選挙区内で行われる成人式に、祝電を出すことはできますか？

【A129】

祝電は寄附ではないため、内容が選挙運動にわたらない限り出すことはできます。

[葬儀]

【Q130】

政治家自身が喪主を務める葬儀に関して、選挙区内にあるお寺の僧侶にお布施を渡すことは、禁止された寄附にあたりますか？

【A131】

読経などに対する報酬として行うものであれば、債務の履行として認められる限り、禁止された寄附にはあたりません。

【Q131】

政治家が選挙区内にある者の葬儀に際し、香典ではなく、「お供え」の名目で線香を贈ることはできますか？

【A131】

葬儀に際して罰則が適用外となる対象は「香典」に限定されています。また、「香典」は金銭に限られるものであることから、罰則をもって禁止されています。

【Q132】

政治家が選挙区内にある者の葬儀に際し、香典ではなく供花や花輪を出すことはできますか？

【A132】

供花、花輪も寄附にあたり、罰則をもって禁止されています。

【Q133】

葬式の日後に、政治家自身が選挙区内の支持者宅を訪問し、香典を出すことはできますか？

【A133】

罰則の適用除外規定には、「葬式の日までの間自らが弔問し」とあり、葬式が複数回行われる場合は、「最初に行われる葬式の日」以後に、自ら弔問して香典を出すことは、罰則をもって禁止されています。

【Q134】

政治家の選挙区外に住所を有する友人に不幸があり、たまたま当該政治家の選挙区内にある葬祭場で葬儀が行われる場合、供花や花輪を出すことは差し支えありませんか？

【A134】

「選挙区内にある者」とは当該選挙区内に住所を有していなくても、寄附を受ける際に当該選挙区内に滞在する者も含まれると解されており、罰則をもって禁止されています。

【Q135】

政治家が選挙区内にある者に対して、もらった香典に対するお返しを贈ることはできますか？

【A135】

その地域において、香典返しが社会習慣として定着し、一種の義務的な性格を持つものである場合、もらった香典に対する返戻の程度（香典の半額程度）の香典返しであれば寄附にあたりません。祝儀のお返しをすることは禁止されています。

【Q136】

政治家が選挙区内にある新盆世帯を訪問し、「ご仏前」として金銭を供えることはできますか？

【A136】

罰則をもって禁止されています。

【Q137】

公職の候補者が配偶者や秘書名義で選挙区内にある者に対して寄附をすることは可能ですか？

【A137】

罰則をもって禁止されています。

[会費]

【Q138】

公職の候補者が日本赤十字の会員となることは問題ありませんか？

【A138】

一般会員として必要最低限の会費(2,000円ちょうど)であれば、寄附にあたりませんが、必要最低限の会費(2,000円ちょうど)以外の金額は、寄付行為に該当し、公職選挙法に抵触する恐れがあります。

自治会や町内会の関係で2,000円未満、または2,000円を超える金額となる場合は必要最低限の額を超える部分が禁止される寄付に当たる恐れがあることから、家族の意思により、家族の名義で活動資金協力を行う必要があります。

【Q139】

政治家が選挙区内で開催される会費制ではない会合に招待されたとき、提供される飲食物に見合う実費相当額を出すことはできますか？

【A139】

実費相当額であっても会費のような債務行為ではないので、禁止された寄附にあたりません。

【Q140】

選挙区内で開催される会費制の会合に政治家が無料招待されたとき、主催者の了解のもと無料招待を辞退し、正規の会費を払って参加することはできますか？

【A140】

他の参加者と同額の会費であれば寄附にあたらないので、会費を払って参加することに問題はありせん。

【Q141】

自治会の役員が、自治会内の全員に対して祭りの寄附を勧誘・要求するとき、自治会内に住む政治家を含めても差し支えありませんか？

【A141】

仮に自治会内の人全員に勧誘することになっても、政治家に対しては寄附を勧誘・要求してはなりません。この場合、政治家を威迫して寄附を勧誘・要求をすると罰則の対象になります。

※「威迫」とは、「人を不安の念を抱かせるに足りる行為をいう。」とされています。

[選挙]

【Q142】

政治家が選挙区内の選挙の候補者に陣中見舞いを贈ることはできますか？

【A142】

選挙の際の陣中見舞いも寄附にあたり、罰則をもって禁止されています。また、陣中見舞いが飲食物の場合、公職選挙法第 139 条の「飲食物の提供の禁止」規定にも抵触し、その場合も罰則をもって禁止されています。

【Q143】

政治家が選挙区内の他の選挙の候補者の後援会に陣中見舞いを贈ることはできますか？

【A143】

政治団体（後援会を含む）への寄付は禁止されていないので、政治資金規正法に則った年間 150 万円の個別制限以内であればできます。

【Q144】

候補者に選挙運動費用としてお金を寄附することはできますか？

【A144】

個人が寄附をする場合は、年間 150 万円の範囲内で、選挙費用として寄附することができます。ただし、企業・労働組合・その他の団体などが行う寄附（いわゆる企業団体献金）は、禁止されています。

[その他の寄附]

【Q145】

公職の候補者がする寄附で認められるのは何ですか？

【A145】

公職の候補者等は、選挙区内にある者に対して、時期に関わらず以下の場合を除いてすべての寄附が禁止されています。

- ① 政党その他の政治団体、またはその支部に対する寄附
- ② 公職の候補者等の親族（配偶者、6 親等内の血族、3 親等内の姻族）に対する寄附
- ③ 選挙区内で行う政治教育集会に関する必要最小限度の実費補償
- ④ 公職の候補者自ら出席する結婚披露宴における祝儀、葬式や通夜における香典

【Q146】

政治家が自治会で集める被災地支援の募金に応じることはできますか？

【A146】

罰則をもって禁止されています。たとえ被災地支援という名目であっても、債務の履行ではない募金を政治家が行うと罰則の対象になります。

【Q147】

政治家が氏子や檀家となっている選挙区内にある社寺の修復のために寄進することはできますか？

【A147】

罰則をもって禁止されています。社寺の修復のために氏子や檀家が寄進することは、半ば義務との考え方が一般的です。しかし、他の氏子や檀家がみな寄進するという場合であっても、債務の履行でない限り、政治家がそれを行うと罰則の対象になります。

【Q148】

政治家が選挙区内にある団体（政治団体は除く）の賛助会員となり、賛助会費を払うことはできますか？

【A148】

賛助会員の役割や地位・権利が規約等に定められてなく、賛助会費の納入義務だけある場合など、賛助会員の実態によってはその会費は禁止された寄附にあたります。

【Q149】

地元の高等学校野球部が全国大会に出場することになり、市議会議員有志で激励金を出し合い、「市議会」の名義で渡すことはできますか？

【A149】

名義上「市議会」となっても実質的に個々の議員からの寄附である場合は、罰則をもって禁止されています。

【Q150】

市長や市議会議員がその報酬の一部を返上することはできますか？

【A150】

禁止された寄附にあたります。そのため、報酬の返上又は減額については、報酬条例の改正による減額措置により行うことになります。

【Q151】

政治家が自筆の色紙を選挙区内にある者に贈ることはできますか？

【A151】

寄附にあたり、罰則をもって禁止されています。ただし、相手側から差し出された色紙にサイン等をするのは、寄附にはあたりません。

【Q152】

寄附禁止の対象とされる「選挙区内にある者」とは、選挙区内に住所を有する有権者ということですか？

【A152】

「選挙区内にある者」とは、その者の選挙権の有無にかかわらず、当該選挙区内に住所を有する者のほか、寄附を受ける際に、選挙区内に滞在する者も該当します。また、自然人、法人のほか、人格なき社団、国及び地方公共団体も含まれます。

【Q153】

選挙区内にある自分の後援会へは寄附できますか？

【A153】

原則として、政治資金規正法の制限内であれば寄附できます。しかし、その後援会が資金管理団体に指定されていない場合は、当該公職の任期満了日前90日から選挙期日までの間など、一定期間は寄附が禁止されています。

【Q154】

火災見舞いや、近火見舞いはできますか？

【A154】

火災見舞い、近火見舞いは禁止されています。また、けが等の見舞いも同様に禁止されています。

【Q155】

公職の候補者が赤い羽根共同募金に募金することは問題がありますか？

【A155】

募金先の事務所等が自分の選挙区内にある場合は違法となります。

【Q156】

会社社長本人が政治家である場合、贈答の品を贈ることができますか？

【A156】

A株式会社社長の甲野太郎が政治家である場合、A株式会社が「A株式会社社長甲野太郎」と記載したのし紙をつけたお中元を選挙区内にある者に贈ると、公職選挙法第199条の3の政治家の関係会社の寄附禁止規定に該当します。会社でなく政治家が寄附して

いと相手側に思わせる場合、「政治家を寄附の名義人とする寄附」に該当し、罰則の対象となります。

お中元ののし紙がA株式会社だけであっても、会社でなく政治家が寄附していると相手に思わせる場合、罰則の対象となる場合があります。

【Q157】

議員などが、社長や重役をしている会社が「〇〇株式会社、社長××××」と、その社長や重役である議員の名前を出して、選挙区内の人たちに寄附をすることはできますか？

【A157】

議員などが役職になっていたり、構成員になっていたりする会社や法人あるいは団体は、その議員などの名を出して選挙区内の人たちに寄附をすることはできません。これは議員などの寄附と同じように、選挙に関係があってもなくてもすることはできないとされています。

また、名前そのものでなくても、議員などの名前がわかるようなやり方で寄附することもできません。例えば（「甲野太郎」の部分が大書し、「甲野太郎からです。」など）という場合には、「候補者等を寄附の名義人とする寄附」にも該当し、選挙に関するものでなくても罰則の対象となります。

【Q158】

町内会の行事や運動会の際、議員から金一封やお酒、カップや記念品などの商品をあてにすることはできますか？

【A158】

現職の議員や立候補予定者が上記のような行いをする、寄附にあたり法律違反になり、罰則をもって禁止されていますし、有権者も議員たちに寄附を求めることはできません。

【Q159】

秘書が自己の負担において寄附をする場合、「〇〇議員秘書」という肩書の名刺を添えても差し支えありませんか？

【A159】

政治家名義の寄附と認められない限り差し支えありません。

【Q160】

後援会の会長が自己の負担において寄附をする場合、「〇〇議員後援会会長」という肩書の名刺を添えても差し支えありませんか？

【A160】

政治家名義の寄附と認められない限り差し支えありません。

【Q161】

政治家の親や子どもあるいは配偶者が、自己の名義で自己の負担により寄附をすることは差し支えありませんか？

【A161】

差し支えありません。

【政治教育集会に関する実費の補償】

【Q162】

政治家が「政治教育のための集会に関し必要やむを得ない実費の補償」をすることはできるとされていますが、その「政治教育のための集会」の開催場所・時期や形態は問われませんか？

【A162】

次のような集会における寄附は禁止されています。

- ① 参加者に対して供応接待（酒食、アトラクションや温泉招待付きなど）が行われるようなもの
- ② 選挙区外において行われるもの
- ③ 当該政治家の任期満了日前 90 日から選挙期日までの間に行われるもの（統一地方選に該当する場合は「選挙期日前 90 日」）

【Q163】

「政治教育のための集会に関し必要やむを得ない実費の補償」とはどの範囲までですか？

【A163】

参加者が集会に参加するために最小限度必要な旅費、宿泊費や、会場が交通不便な場所にある場合の送迎バスの用意などです。

この場合、「実費の補償」には、現物給付も含まれます。また食事の提供については、食事（現物）も食事代も禁止されています。

【Q164】

政治家が「政治教育のための集会」に飲み物を提供できますか？

【A164】

「湯茶やこれに伴い通常用いられる程度の茶菓」であれば差し支えありません。

8 後援団体関係について

【Q165】

後援団体がする寄附で認められているのは何ですか？

【A165】

後援団体は、選挙区内にある者に対して、次の場合を除いてすべての寄附が禁止されています。

- ① 当該公職の候補者に対する寄附
- ② 政党その他政治団体やその支部に対する寄附
- ③ 後援団体がその団体の設立目的の範囲内において行う団体の総会その他の集会、見学、旅行その他の行事や印刷、出版などをいうものと解されています。

【Q166】

後援団体の「設立目的により行う行事または事業」とはどのようなものですか？

【A166】

その団体の設立目的の範囲内において行う団体の総会その他の集会、見学、旅行その他の行事や印刷、出版などをいうものと解されます。

【Q167】

花輪、供花、香典、祝儀等を出すことはできますか？

【A167】

後援団体の設立目的に会員の親睦が入っている場合でも、禁止の対象となります。

【Q168】

後援会は、その他会員の葬式に花輪や香典を出すことができますか？

【A168】

選挙区内にある人に出すことは、たとえ会員であっても、罰則をもって禁止されています。

【Q169】

選挙前の一定期間（任期满了前 90 日）以外の期間に行われる後援団体の研修会で食事の提供はできますか？

【A169】

後援団体の設立目的により行う行事又は事業に関してされるものと認められる限り、会員に対して通常用いられる程度の食事の提供ができます。

【Q170】

後援団体が町内の老人会の 10 周年記念やソフトボール大会においてお祝いを出せますか？

【A170】

罰則をもって禁止されています。

【Q171】

後援団体が町内会の老人クラブのバス旅行に際し、その老人クラブに餞別を贈ることは許されますか？

【A171】

餞別を贈ることは一般的にその後援団体の設立目的により行う行事、事業に関するものとは認められず罰則の対象となるものと考えられます。

【Q172】

選挙前の一定期間以外の期間において後援団体の 10 周年記念大会で会員（選挙区内にある者）に対して記念品を配ることは差し支えないですか？

【A172】

後援団体の設立により行う行事又は事業に関してされるものと認められる限り、一般的には差し支えありません。

【Q173】

選挙前の一定期間以外において、後援団体が主催する会員のゲートボール大会で、後援団体が優勝者に賞として後援団体の会長杯を寄贈することはできますか？また、優勝者に高額な腕時計を寄贈することはできますか？

【A173】

会長杯を寄贈することは後援団体の設立目的により行う行事、事業に関してされるものであれば禁止されません。高額な時計等を寄贈することは、後援団体の設立目的により行う行事、事業に関するものとは認められない場合が多く、禁止されている祝儀に該当すると考えられます。

【Q174】

後援団体が選挙区内にある者の家に新築祝いを出せますか？

【A174】

新築祝いは、禁止されている祝儀にあたります。よって罰則をもって禁止されています。

9 あいさつ状の禁止について

【Q175】

禁止されるあいさつ状とは何ですか？

【A175】

公職の候補者が、選挙区内にある者に対し、年賀状、寒中見舞・暑中見舞状その他これらに類するあいさつ状を出すことは禁止されています。これらのうち、答礼のための自筆によるものについては禁止の対象とはされていません。

【Q176】

政治家は年賀状を出せないと聞いたのですが？

【A176】

政治家は、選挙区内の人に、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、寒中見舞状その他これらに類するあいさつ状（電報その他これらに類するものを含む。）を出すことができません。

【Q177】

昨年もらった年賀状（答礼のために年賀状は出していない。）に対して、今年その答礼として年賀状を出すことはできますか？

【A177】

禁止されています。

【Q178】

年賀、寒中見舞い、暑中見舞いその他これらに類するものとは何ですか？

【A178】

余寒見舞い、残暑見舞いも含まれることはもちろん、クリスマスカードなども含まれます。

【Q179】

住所と氏名のみ自署したあいさつ状は出せますか？

【A179】

印刷した時効あいさつ状に候補者が住所と氏名を自署したものを、親族でない選挙区内の者に出すことは、禁止の対象となっています。住所と氏名のみを自署したものは自筆によるあいさつ状とは認められません。

【Q180】

パソコン等で作成したあいさつ状は認められていますか？

【A180】

親族でない選挙区内の者に出すことは、禁止の対象となっています。

【Q181】

年賀電報、電子郵便によるあいさつは出せますか？

【A181】

親族でない選挙区内の者に出すことは、禁止の対象となっています。

【Q182】

弔電、各種大会の祝電は打てますか？

【A182】

禁止されていません。

【Q183】

成人の日、敬老の日のあいさつ状は出せますか？

【A183】

禁止されないが、時期等によっては事前運動になります。

【Q184】

喪中の欠礼はがきは出せますか？

【A184】

親族でない選挙区の者に出すことは、禁止の対象となっています。

【Q185】

ファックスから選挙区内にある者に対して年賀のためのあいさつ状を送ることはできますか？

【A185】

禁止されています。

【Q186】

はがきで議会報告など政策の周知をする際、時候あいさつ（例：暑中お見舞い申し上げます。）を書くことができますか？

【A186】

はがきの内容が、議会報告（政策の周知）に時候のあいさつを付け加えた程度のもので

あれば禁止される時候のあいさつ状にはあたらないと解されています。

【Q187】

選挙区内で、候補者自らが喪主となった葬儀の会葬御礼の広告を新聞に有料で掲載することはできますか？

【A187】

禁止の対象となります。

【Q188】

名刺広告は出せますか？

【A188】

候補者等が、催し物のプログラムや町内会の名簿等に協賛するかたちで名刺広告を出すことは、禁止されています。

【Q189】

政策広告は禁止されていますか？

【A189】

政策広告は一般的にはあいさつを目的とする有料広告にはあたりません。

【Q190】

選挙区内にある者に対する有料の政策広告の中にあいさつ文を入れることはできますか？

【A190】

有料の政策広告の中に「あいさつ」文を入れることで全体としてみて、主として、年賀、寒中見舞、暑中見舞その他これに類するもののためにするあいさつを目的とする有料広告に該当すると認められる場合は、罰則をもって禁止されています。

【Q191】

候補者等が発行する政策の普及宣伝のため、雑誌、パンフレット等にあいさつ文を掲載することはできますか？

【A191】

政策の普及宣伝のためであり、主としてあいさつを目的としない場合は差し支えありません。

10 選挙違反とその罰則

【Q192】

選挙違反の主なケースはどういったものがありますか？

【A192】

選挙違反の主なケースは次のとおりです。

種 類	内 容
買収罪	金品、物品、供応接待などによる票の獲得や誘導。金銭等を実際に渡さなくても、約束するだけでも違反となります。また、買収に応じたりした場合も処罰されます。品物を受け取った有権者も罰を受けることがあります。
利害誘導罪	特定のあるいは限られた範囲の有権者や選挙運動に対し、その者またはその者と関係ある団体（寺社、会社、学校、組合、市町村等）に対する寄附などの特殊な直接利害関係を利用して投票を誘導した場合に成立します。また利害誘導に応じたり促したりした場合も処罰されます。
選挙妨害罪	有権者や候補者などへの暴行や威迫、集会や演説の妨害、文書図画の棄損、候補者の職業や経歴などに関する虚偽事項の公表、偽名による通信なども処罰されます。
投票に関する罪	詐欺の方法で選挙人名簿に登録させること、投票所での本人確認の際に虚偽の宣誓をすること、有権者でないのに投票すること。投票を偽造または増減すること、投票所または開票所などで正当な理由なく投票に干渉したり投票内容を知ろうとすることなども処罰されます。
その他	選挙運動に関する制限をはじめ、選挙にはたくさんのルールがあります。その多くには罰則がついていて、違反すると処罰されることとなります。

【Q193】

「連座制」とは何ですか？

【A193】

連座制とは、候補者や立候補予定者と一定の関係にある人が、買収罪などの罪を犯し、刑に処せられた場合には、たとえ候補者や立候補予定者が買収などの行為に関わっていなくても、候補者や立候補予定者本人について、その選挙の当選を無効とし、また立候補制限（5年間は同じ選挙で、同じ選挙区から立候補できない）という制裁を科す制度です。これは、候補者や立候補予定者に対し、選挙の浄化に関する重くかつ厳しい責任を負わせることにより、選挙の腐敗をなくし、国民の政治に対する信頼の確立、議会制民主主義の健全な発展を期すことを目的とするものです。